

HOF00 プロジェクト

(地域産業クラスターものづくり支援事業)

HOF00 補助金交付要綱



公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター

2025 年 3 月 18 日改訂

HOFOO プロジェクト（地域産業クラスターものづくり支援事業）

HOFOO 補助金交付要綱

第 1 条（総則）

公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター（以下、「財団」という。）地域産業クラスターものづくり支援事業（HOFOO プロジェクト）における HOFOO 補助金の交付については、この要綱の定めによるところとする。

●HOFOO プロジェクトとは

- ・ Hokkaido Food & Craft Project の略称で、地域産業クラスターものづくり支援事業の愛称。
- ・ 企画・開発・販売までのフェーズに対してそれぞれの事業者の課題に応じた支援を実施するプロジェクト。
- ・ 北海道ならではの地域の「強み」や「特色」を活かした付加価値の高いものづくりへの支援を通じて、地域活性化に寄与することを目的とする。

第 2 条（目的）

この補助金は、HOFOO プロジェクトの一環として新商品の開発および既存商品の改良にかかる取組みに必要な経費を補助するものとする。

第 3 条（定義）

本要綱における用語の定義は次のとおり。

- 補助事業とは、補助金の交付対象となる事務又はプロジェクトという。
- 補助事業者とは、【第 7 条第 1 項】の規定に基づき交付決定の通知を受けた補助事業を行う者のことをいう。
- 事業実施期間とは、交付決定日から翌年 2 月末日までの期間をいう。

第 4 条（申請の要件）

補助金の交付対象とする事業者および事業分野は、以下のとおり。

(1)事業者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ①北海道内に営業拠点（本社、支店、営業所、支所、事務所など）を有する事業者。
- ②事業を継続して実施する見通しがあること。
- ③反社会的勢力あるいはそれにかかわる者との関与がないこと。

(2)事業分野は、以下の要件をすべて満たす「ものづくり」とする。

- ①地域活性化を目指す、新たな商品の開発または既存の商品の改良に関するもの
- ②主な原材料は北海道内で生産されたものであること及び
主たる製造・加工を北海道内で行うこと
- ③商品企画・製造・販売を推進するための十分な体制が構築できること。
- ④事業実施期間内*で商品化できること、また、その後速やかに販売できること

* 事業実施期間：補助金交付決定日から翌年 2 月末日まで

第 5 条（補助金額等）

1. 補助金の金額、補助率、補助対象経費については、別に定めるものとする。
2. 他の補助金との併用は認めないものとする。

第 6 条（交付の申請）

補助金の交付を申請する者（以下、「申請者」という。）は、財団が指定する期間に、財団が別に定める様式集の【様式 1】「補助金交付申請書」に必要な書類を添付し提出しなければならない。

第 7 条（審査結果の通知）

1. 財団は、補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請の内容を審査し、【様式 4】「補助金交付申請結果通知書」により申請者に通知する。
2. 財団は、交付決定の通知に際して補助事業者に対して必要な条件を付することができる。

第 8 条（申請の取下げ）

補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 30 日以内にその旨を記載した書面をもって財団に申し出なければならない。

第 9 条（計画変更の承認）

補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ財団に【様式 5-1】「補助事業計画変更承認申請書」または【様式 5-2】「補助事業中止（廃止）承認申請書」または【様式 5-3】「補助事業継承承認申請書」により該当内容を申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的に変更を来さない場合はこの限りでない。
- (2) 補助事業者の事業実施場所を変更するとき。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きをしようとするとき（代理人による申請を含む）。
- (5) 補助事業の全部若しくは一部を他に承継しようとするとき。

第 10 条（事故等の報告）

補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を予定の期間内に完了することができなと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに【様式 6】「事故等報告書」を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

第 11 条（中間検査）

財団は、事業終了後における精算額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的とし、【様式 7】「補助事業中間報告書」に基づき所定の時期に中間検査を原則実施する。

第 12 条（実績報告）

補助事業者は、補助事業が完了したときは、財団からの指示に基づき【様式 8】「補助事業実績報告書」を財団に提出しなければならない。

第 13 条（補助金の額の確定等）

財団は、第 12 条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、【様式 9】「補助事業確定通知書」により当該補助事業者へ通知する。

第 14 条（補助金の支払）

1. 補助金は第 13 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に財団が支払うものとする。
2. 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、【様式 10】「補助事業精算払請求書」を財団に提出しなければならない。

第 15 条（交付決定の取消し等）

1. 財団は、次の各号の一に該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、本補助金を活用して取り組む事業に対する他の助成制度（補助金、委託金等）との重複受給等や申請内容の虚偽が判明した場合
 - (6) 補助事業者が、別紙 1 の反社会的勢力排除に関する誓約事項に違反した場合
2. 財団は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
3. 財団は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を命ずるものとする。
4. 第 2 項に基づく補助金の返還については、返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 16 条（成果の発表）

財団は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表を求めることができるものとする。

第 17 条（秘密の保持）

1. 財団は、申請者が本要綱に従って提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下、「提出書類」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査及び本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。
2. 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

第 18 条（補助事業の事務処理要領等）

財団は、補助事業の円滑な執行を図るため、本要綱及び補助金交付申請要領のほか、補助事業者に向けて交付する補助事業の事務処理要領及び財団が定めるものに従い実施するものとする。

第 19 条（個人情報に関する取扱い）

財団は、申請者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律に従って取り扱うものとする。

第 20 条（反社会的勢力排除に関する誓約）

申請者は、別紙 1 に記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

第 21 条（その他）

本要綱に定めるもののほか、補助事業の適正な執行を図るために必要な事項は、別に定めるものとする。

附則：この要綱は、2024 年 3 月 25 日から施行する。

附則：この要綱の改訂は、2025 年 3 月 18 日から実施する。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３）暴力団準構成員（暴力団以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- （４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- （５）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- （６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活に脅威を与える者をいう。）
- （７）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- （８）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

以上